（法第四条第三項の主務省令で定める方法）

第十三条　法第四条第三項の主務省令で定める方法は、第八条第一項第二号に掲げる方法とする。

（訪問販売における契約締結時交付書面の記載事項）

第十四条　法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二　売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名

三　売買契約又は役務提供契約の締結の年月日

四　商品名及び商品の商標又は製造者名

五　商品に型式があるときは、当該型式

六　商品の数量

七　引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

八　契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

九　前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

（法第五条第三項において準用する法第四条第二項及び第三項に係る規定の準用）

第十五条　第八条から第十三条までの規定は、法第五条第三項において法第四条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「同条第一項」とあり、及び「法第四条第一項」とあるのは「法第五条第一項又は第二項」と、「申込みをした者」とあるのは「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

第十六条・第十七条　［略］

［条を加える。］

［条を加える。］

第六条の二・第六条の三　［同上］

（訪問販売における禁止行為）

第十八条　法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

五　訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、次に掲げる書面であつて、購入者又は役務の提供を受ける者（以下この号において「購入者等」という。）が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）の被保険者又は被共済者（以下「被保険者等」という。）となることに同意する旨記載されているもの（当該生命保険契約等についての同意に関する事項が赤枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの赤字で記載されており、かつ当該売買契約又は役務提供契約に関する署名又は押印とは別に当該生命保険契約等に関する署名及び押印をする欄が設けられているものを除く。）に、当該購入者等の署名又は押印をさせること。

イ　法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面

ロ　［略］

［六～八　略］

九　法第四条第二項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第四条第一項の規定により交付する書面（法第五条第三項において準用する場合にあつては、同条第一項又は第二項の

（訪問販売における禁止行為）

第七条　法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

［一～四　同上］

五　訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、次に掲げる書面であつて、購入者又は役務の提供を受ける者（以下この号において「購入者等」という。）が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）の被保険者又は被共済者（以下「被保険者等」という。）となることに同意する旨記載されているもの（当該生命保険契約等についての同意に関する事項が赤枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの赤字で記載されており、かつ当該売買契約又は役務提供契約に関する署名又は押印とは別に当該生命保険契約等に関する署名及び押印をする欄が設けられているものを除く。）に、当該購入者等の署名又は押印をさせること。

イ　法第四条又は法第五条の規定により交付する書面

ロ　［同上］

［六～八　同上］

［号を加える。］